

広報 稲生川

令和3年10月1日 No.81

世界かんがい施設遺産



稲生川

〒034-0011
青森県十和田市稲生町1番36号
TEL (0176)
23-5066 (代表)
23-2494 (緊急時)
FAX 23-3940
E-mail: info@inaoigawa.or.jp

稲生川土地改良区

土地改良区の概況

令和3年10月1日現在

受益面積	組合員数	総代現在数	役員数	職員数
5,059ha	4,246名	64名	理事 16名 監事 3名	13名

普通水利組合設立100周年並びに 土地改良区設立70周年記念式典を挙行



式辞を述べる丸井裕理事長

当土地改良区の前身である普通水利組合設立100周年と組織変更をし土地改良区設立70周年を記念して、令和3年8月6日、十和田市サン・ロイヤルとわだにおいて来賓、関係者約150名の出席者のもと記念式典・記念講演が挙行されました。

式典に先立ち丸井理事長が式辞を述べ、これまで当区に対し尽力された15名に感謝状が贈呈され、その後、記念講演「太素の志 明日に伝える稲生の水」と題し、農林水産省 東北農政局 豊輝久農村振興部長からご講演いただきました。

稲生川普通水利組合設立100周年 並びに土地改良区設立70周年記念式典

式 辞

〔令和 3 年 8 月 6 日〕

稲生川土地改良区 理事長 丸 井 裕



本日ここに、稲生川普通水利組合設立100周年並びに土地改良区設立70周年記念式典を挙げていただきましたところ、国、県、市町並びに関係機関を含め、皆様方には、ご多忙の中、多数ご臨席を賜り、本土地改良区を代表して衷心より厚く御礼申し上げます。

「無益の曠野」と言われ、謗られてきたこの台地が、南部盛岡藩士新渡戸傳翁の慧眼にふれ、時に安政2年初鋤が振り下ろされてから167年、上水からは163年の星霜を辿り、不尽の流れとして今日を迎えております。

人工河川「稲生川」は、新渡戸父子三代に渉る畢生の大事業であり、この地方にとってかけがえのない用水路となり、平原は一大沃野と化し、数多くの恵みを受けることが出来るようになり、ここに深く敬意と感謝の誠を捧げております。

三本木平の大動脈たる上水工事に果敢に取り組んだ父子は、吉助ら南部土方衆を志和地方から招き測量、開鑿した技術力は勿論のこと、産業開発の基礎となる都市計画を立案されました。

この拓水は上水来160余年に渉り、農業用水、発電、飲料水、生活環境用水、更には、国立公園十和田湖・奥入瀬川の風致保存に大きな役割を果たし続け、「久遠の清流」として台地に住む住民の糧となっております。

明治17年「三本木共立開墾会社」を設立し、水路の補修や、開墾を進め、10年後、渋沢栄一翁の助力を受け、株式会社に組織変更、明治末期には太平洋までの水路が完成し、広大な「渋沢農場」を開墾、農場経営を通して、この地域は発展しました。

大正時代には水利権紛争が起り、渋沢栄一翁は、東京帝国大学農学部原教授に依頼し、助手であった後の第5代渋沢農場長、初代十和田市長、初代稲生川土地改良区理事長となる水野陳好翁が策定した協定案によって紛争は解決しました。

今から100年前の大正10年には、国に開墾事業を進めてもらおうという機運が高まり、稲生川普通水利組合が設立されました。

水野陳好翁は、国に379回に及ぶ陳情をし、貴族院議員の新渡戸稲造先生のお力もいただき、念願の国営三本木開拓建設事業として着手され、「観光・発電・農業」の三位一体となる「奥入瀬川河水統制計画」が基本となり現在も尚、運用されております。

以来、先人の叡智と情熱が実を結び、水不足に苦しむ三本木原地域の農業を画期的に変え、食糧生産の礎を築いて参りました。

稲生川土地改良区は、昭和27年に青森県知事からの認可を受け普通水利組合から組織変更となり、来年で70周年を迎えます。

当時、関係する12土地改良区と連合の管理状況も複雑となったことから大規模合併をし、合理化と新規水源確保を目的に、昭和53年から相坂川左岸農業水利事業、昭和59年には、附帯営事業で幹線・支線・揚水機場の改修を含め、六戸調整池などの新規施設も造成され、更に、地域住民の意向に沿った環境保全や地域用水機能を高める「稲生川ふれあい公園」も誕生しました。

また、東日本大震災発生を踏まえ、農家負担軽減と二酸化炭素削減を目的に稲生川小水力発電所が設置され、作家の大宮エリー氏による壁画が描かれており、下流のせせらぎ水路沿いの杉の切り株を利用したチェーンソーアートとともに憩いの場として多くの住民に利用されております。

163年前に開鑿された「稲生川」は、先人の開拓精神を受け継いできた多くの人々によって、それぞれの時代に求められる川となり、未来へと「命の水」を流し続けて参ります。

これまで、「疏水百選認定」、「選奨 土木遺産」、「世界かんがい施設遺産」という名誉ある称号をいただきました「稲生川用水」という歴史的資産と、地域とのコミュニティを、これからも大切に未来へと引き継いでいくことが大きな使命と考えておりますので、なお一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

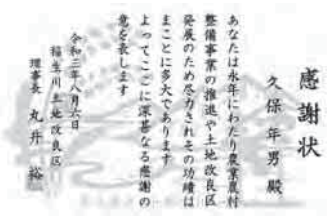
普通水利組合設立から100年、来年は土地改良区設立から70年という節目にあたり、組合員の負託に応え、地域を潤すかけがえのない水を絶やすことなく送り続けること、そして水土里ネットとして精進して参りますことをお誓いし、ご列席皆様方のご健勝ご多幸をご祈念申し上げます。式辞とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

感謝状贈呈

これまで当土地改良区運営に30年以上尽力された15名に感謝の意を表し感謝状を贈呈しました。

- 久芋 蛸下石長松山
- 保田 名田井根田崎
- 年松 隆利新栄信誠
- 男 夫 治明一夫一
- 様 様 様 様 様 様
- 山 佐 白 立 中 大 上
- 端 々 木 山 崎 野 渡 坂 久 保
- 哲 清 義 幹 吉 新
- 夫 一 勲 美 雄 光 一 順 不 同
- 様 様 様 様 様 様



記念講演

「太素の志 明日に伝える稲生の水」
農林水産省 東北農政局 農村振興部長 豊 輝久 様

江戸時代に始まった開拓の歴史、明治以降の開拓事業、国営相坂川左岸地区農業水利事業の着工による営農の変化、地域住民との関わりを挙げ、この豊かで美しい農村地帯を未来の子どもたちにつなげていくことが必要とご講演していただきました。



農林水産省 東北農政局 農村振興部長 豊 輝久 様

祝辞・御祝いのことば・メッセージをいただきました

- 農林水産省 東北農政局長 内田 幸雄 様
- 青森県知事 三村 申吾 様 (代理 副知事 青山 祐治 様)
- 十和田市長 小山田 久 様
- 衆議院議長 大島 理森 様 (動画によるメッセージ)
- 衆議院議員 江渡 聡徳 様 (代理 秘書 澤頭 實 様)
- 全国水土里ネット会長 会議顧問 参議院議員 進藤 金日子 様
- 全国水土里ネット会長 会議顧問 参議院議員 宮崎 雅夫 様
- 青森県土地改良事業団体連合会会長 野上 憲 幸 様



農林水産省 東北農政局
局長 内田 幸雄 様



青森県知事 三村 申吾 様
(代理 副知事 青山 祐治 様)



衆議院議長 大島 理森 様



十和田市長 小山田 久 様



衆議院議員 江渡 聡徳 様
(代理 秘書 澤頭 實 様)



青森県土地改良事業団体連合会
会長 野上 憲 幸 様

記念事業として動画DVD「未来へ流れゆく命の水 稲生川」を作製しましたので閲覧希望する場合は、当区までご連絡ください。

- DVD作製にあたりご協力ありがとうございました。
- 一般社団法人 十和田湖国立公園協会 様
- 一般社団法人 十和田奥入瀬観光機構 様
- 太素顕彰会 様
- 未来に伝える三本木原開拓シンポジウム実行委員会 様
- ふるさと保全ネットワーク 様
- 全国農村振興技術連盟 様



「未来へ流れゆく命の水 稲生川」

臨時総代会あいさつ

〔令和3年8月6日〕

理事長 丸 井 裕



令和3年度臨時総代会を開催致したくご案内申し上げましたところ、総代の皆様におかれましてはお忙しい中、出席下さいまして誠にありがとうございます。

また、日頃より当改良区の運営並びに事業推進につきましては、皆様のご理解とご協力により順調に推移しておりますことに対しまして、衷心より厚くお礼申し上げます。

先ず、全国各地での局地的な大雨災害につきまして、多くの被害や犠牲者が出ておりますことに、お見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧をご祈念申し上げます。

幸いにも当地域は、近年大きな災害も無いわけですが、いつ発生するかわからない事態に備えておかなければと思われまますので、総代の皆様にもご協力いただきますようお願い致します。

現在、我が国は東京を中心にオリンピックの終盤を迎えようとしており、日本のメダルラッシュで盛り上がりはしておりますが、一方、コロナに関しては変異株が拡大し、首都圏を中心に第5波の状況にあり、今後の感染拡大が懸念されます。ワクチン接種については一時スピードが、加速してはりましたが、供給が追いつかないという足踏み状況にもございます。

県内を見ますと、高齢者の接種は大分進んでおり、若い世代から40代、50代が心配され、十和田市では今週から接種が始まっているようですが、希望者の早期接種が進みますことを願うものであります。

さて、当土地改良区は、お陰様をもちまして、5月の取水始めから用水配分等が順調に推移してはりましたが、7月から、まとまった雨が十和田湖周辺に降っておらず、湖水低下が進んでいます。水位がある程度回復する迄、多少の雨予報時でも節水することで調整してはりましたが、水稻にとりましては、出穂期を迎え大事な時期にきております。病虫害防除の管理にも引き続きご協力をお願い申し上げます。

この件につきましては、先ほど用排水調整委員会で協議され、後ほど委員長から報告がでございます。

それでは、本日上呈致します議案は、報告事項1件、議決事項9件、最後に選任事項がでございます。その概要を御説明申し上げ、ご参考に供したいと思っております。

先ず、総括監事から、監査報告をしていただきます。

議案第1号は、令和2年度の決算に関わる承認事項についてでございます。

次に、議案第2号は稲生川地区の土地譲渡に関する議案です。

次に、議案第3号は、本年度の補正に関するものです。令和2年度より次期繰越額が確定、また、各款項目の必要額等に伴っての補正であります。

次に、議案第4号から議案第8号までは、昨年度の土地改良法第132条による県の検査により、必要な改正を提案させていただきました。

次に、議案第9号は頭首工管理規程の一部改正でございます。

次に、選任事項は、理事欠員に伴う補欠選挙です。

以上をもちまして、提出議案の概要について、ご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、詳細に御説明申し上げ、ご質問に応じたいと思っております。

また、本年度中に予定しております総代・地区管理委員会合同視察研修についてですが、詳細が決まり次第、ご案内したいと思いますので、今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

本日はこのあと、記念式典、祝賀会を予定しておりますが、総代の皆様には重ねて本土地改良区の事業推進にあたりご理解とご協力をお願い申し上げます、開会にあたってのご挨拶と致します。

令和 3 年度 臨 時 総 代 会

令和 3 年 8 月 6 日、サン・ロイヤルとわだ（十和田市）に於いて令和 3 年度臨時総代会を開催したところ、総代現員数 64 名中 60 名の出席で、午後 2 時 00 分に開会され、附田正悦総代（六戸町）を議長に選任、須田山純一総代（十和田市）と北向隆美総代（おいらせ町）の両名を議事録記名人に選任し、下記の案件が慎重に審議された結果、提出された全案件が原案通り可決承認され、午後 3 時 20 分に閉会となりました。

上程議案

監査報告

議決事項

- | | |
|---------|------------------------------|
| 議案第 1 号 | 令和 2 年度 事業報告書及び決算関係書類の承認について |
| 議案第 2 号 | 土地譲渡（字北野）について |
| 議案第 3 号 | 令和 3 年度 収支補正予算について |
| 議案第 4 号 | 定款附属書役員選挙規程の一部改正について |
| 議案第 5 号 | 総務委員会規程の一部改正について |
| 議案第 6 号 | 用排水調整委員会規程の一部改正について |
| 議案第 7 号 | 換地委員会規程の一部改正について |
| 議案第 8 号 | 評価委員会規程の一部改正について |
| 議案第 9 号 | 小増沢頭首工管理規程の一部改正について |

選任事項

役員（理事）の補欠選挙について



議長を務めた附田正悦総代



挨拶する丸井理事長



監査報告する戸来総括監事



採決の様子

補欠役員(理事)就任

令和 3 年 8 月 6 日開催の令和 3 年度臨時総代会において理事補欠選挙が行われ、無投票にて就任しましたのでお知らせします。

第 1 被選挙区 稲生川区域
理 事 仁和 勝千代（十和田市）
任 期 令和 4 年 9 月 4 日まで



補欠総代就任

令和 3 年 7 月 11 日執行総代補欠選挙は、定数どおりの届出（2 人）があり、投票は行われませんでした。同日、選挙会が開催され当選人が決定となりました。

第 11 区 東部三本木原区域
沼 舘 廣 志（おいらせ町）、中川原 義 見（おいらせ町）
任 期 令和 4 年 8 月 17 日まで

令和 2 年度 収支決算書総括表

単位：円

科 目	一般会計	発電事業特別会計	内部取引消去	合 計
土地改良事業収入	379,795,700			379,795,700
発電事業収入		31,257,682		31,257,682
附帯事業収入	2,921,509			2,921,509
交付金収入	27,654,348			27,654,348
雑収入	15,739,348	79		15,739,427
業務受託料収入	6,140,000			6,140,000
積立資産取崩収入	21,078,000	0		21,078,000
固定資産売却収入	27,360			27,360
他会計繰入金	11,281,661	800,000	△ 12,081,661	0
繰越金	139,632,532	0		139,632,532
収入計	604,270,458	32,057,761	△ 12,081,661	624,246,558
土地改良事業費支出	160,926,040			160,926,040
発電事業費		1,596,136		1,596,136
一般管理費支出	86,685,491	779,964		87,465,455
土地改良事業負担金支出	9,007,616			9,007,616
借入金返済支出	116,589,409			116,589,409
固定資産取得支出	3,385,900	0		3,385,900
積立資産支出	72,162,481	18,400,000		90,562,481
他会計繰出額	800,000	11,281,661	△ 12,081,661	0
次年度繰越金	154,713,521	0		154,713,521
支出計	604,270,458	32,057,761	△ 12,081,661	624,246,558

維持管理

単位：円

地 区	用排水施設等	揚水機施設等	計
共 通	19,154,382		19,154,382
稲 生 川	4,349,611	735,992	5,085,603
深 持 用 水	1,528,917		1,528,917
中 振	0		0
切 田 用 水	2,747,708		2,747,708
元 村 用 水	5,424,714		5,424,714
立 崎	1,094,042		1,094,042
一 本 木 沢 揚 水 機	4,418,103	9,054,640	13,472,743
沖 山 用 水	3,635,130	5,009,939	8,645,069
古 里	871,759		871,759
七 百	7,249,965	2,040,568	9,290,533
東 部 三 本 木 原	3,052,596		3,052,596
深 南	277,180		277,180
上 北 中 部	7,178,096		7,178,096
計	60,982,203	16,841,139	77,823,342

県営基幹水利施設管理事業

単位：円

区 分	法量頭首工	稲生川頭首工	砂土路川揚水機場 高清水幹線用水路	三本木幹線 用水路	六戸調整池	稲生川幹線 用水路	計
管 理 費	1,917,000	473,000	4,885,000	12,551,000	9,675,000	499,000	30,000,000
工 事 雑 費	24,000	10,000	48,000	245,000	79,000	6,000	412,000
事 務 費	64,000	27,000	126,000	648,000	208,000	15,000	1,088,000
計	2,005,000	510,000	5,059,000	13,444,000	9,962,000	520,000	31,500,000

土地改良施設維持管理適正化事業

単位：円

地 区 名	工 種	事 業 量	事 業 費	請 負 者
西 裏 堰 用水路補修工 (主要施設)	門型カルバート 1400 × 1200	L = 76m	19,741,498	漆館興業(株)

借 入 金

単位：千円

地 区 名	借入金額	未償還額	最終賦課金償還
(県) 相 坂 川 左 岸	484,000	105,568	令和 3 年度
(国) 相 坂 川 左 岸	1,645,666	85,253	令和 3 年度
計	2,129,666	190,821 (償還率:91.04%)	



監査のようす



幹線用水路の草刈作業のようす

財 産 目 録

令和 3 年 3 月 31 日 現在

科 目	金 額 (円)
資産の部	5,983,658,610
1 流動資産	157,297,465
現金及び預金	132,222,269
未収賦課金等	10,519,060
未 収 入 金	14,556,136
2 固定資産	5,826,361,145
(1) 基 本 財 産	341,816,927
(2) 特 定 資 産	5,262,217,045
所有土地改良施設	3,942,358,581
発電所施設 (稲生川小水力発電所)	193,648,945
土地改良施設用地等	977,433
受託土地改良施設使用収益権	28,855,326
職員退職金給付引当積立資産	141,445,178
役員退任慰労金積立資産	2,008,050
県営かんばい事業償還金積立資産	58,245,005
施設更新積立資産	259,675,379
国県営造成施設管理積立資産	183,284,111
管理運営負担金積立資産	102,830,974
役員総代研修積立資産	10,020,618
地区委員研修積立資産	4,751,268
車両運搬具積立資産	4,514,078
地区別管理積立資産	180,909,621
各地区主要施設管理積立資産	90,880,366
適正化事業積立資産	11,509,322
欠損調整積立資産	14,001,400
災害準備積立資産	15,500,550
建設改良積立資産	16,800,840
(3) その他固定資産	222,327,173
土地	19,626,077
建物及び附属設備	136,447,589
機械及び装置	248,404
車両運搬具	4,175,499
器具備品	2,875,994
リース資産	2,762,928
適正化事業拠出金	1,824,000
長期未収賦課金	52,028,752
出資金	2,108,000
リサイクル預託金	29,930
長期前払費用	200,000
負債の部	351,010,006
1 流動負債	9,959,872
未払金	2,245,444
未払消費税等	338,500
預り金	0
賞与引当金	4,613,000
リース債務	2,762,928
2 固定負債	341,050,134
公庫資金等長期借入金	105,567,703
その他の長期借入金	85,253,431
適正化事業拠出金長期未払金	6,036,000
職員退職金給付引当金	141,500,000
役員退任慰労金給付引当金	2,693,000
正味財産の部	5,632,648,604
1 指定正味財産	3,532,816,715
2 一般正味財産	2,099,831,889

あいさつ



上北地域県民局地域農林水産部長 **井 畑 勝 博**

稲生川土地改良区の皆様には、日頃から上北地域の農業農村整備事業の推進に御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

また、先日開催されました稲生川普通水利組合設立百周年並びに稲生川土地改良区設立70周年記念式典が盛会裡に執り行われ、誠におめでとうございます。三本木原開拓から連綿と続いてきた稲生川の歴史を振り返る良い機会となりましたし、改めて、組合員の皆様が土地改良事業に誠実に取り組み、その整備された施設の維持管理や農業用水の安定供給に長年にわたり御尽力され、上北地域の農業の発展に大きく貢献してこられたことに対し、深く敬意を表します。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、本県経済や県民生活はもとより、農林水産分野へも影響をもたらしており、今後も長期化することが懸念されております。このため、県では、「コロナ危機への対応」と「持続的成長に向けた基盤づくり」を特に重視して、「攻めの農林水産業」の施策を展開していくこととしています。

特に、農業農村整備分野においては、「コロナの先」を見据えた基盤づくりを支えるため、農作業の省力化と生産コストの低減を図る農地の大区画化や、高収益作物への転換を可能とする水田の汎用化などの基盤整備を進めるとともに、スマート農業等の最先端技術の導入に対応した基盤の整備方法を取りまとめ、普及・啓発を図ります。さらに、地震や豪雨による決壊の恐れがある農業用ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に実施するとともに、老朽化が進行した農業水利施設の長寿命化対策や農村生活環境の更新整備なども推進して参ります。引き続き、皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴土地改良区の益々の御発展と組合員の皆様の御多幸をお祈り申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

賦課金は土地改良区組織運営上、また事業遂行上必要な経費ですので、納入期限内に納入下さるようお願い致します。後期分口座振替の引き落とし日は12月10日となりますので、お手数ですが、通帳残高の確認をお願い致します。

後期賦課金(黄色の通知書)納入期限は12月24日です。

(口座振替の引落日は12月10日)

※令和3年度賦課金通知書は令和3年6月1日に発行しておりますが、紛失した場合等は当区総務課までご連絡下さい。

◎ 納 入 場 所

※金融機関の窓口にて賦課金を納入する場合、金融機関ごとに手数料が異なります。それぞれの機関の手料を()内にまとめましたので、納入の際の参考にしてください。

十和田おいらせ農協 (50円)、青森銀行 (0円)、みちのく銀行 (50円)、青い森信用金庫 (50円)
青森県信用組合 (50円)、稲生川土地改良区事務所 (0円)

手数料はすべて1件あたり(税別)の金額です。

県外にお住まいの方で郵便局窓口での納入を希望する方は、払込取扱票を送付しますのでご連絡ください。
(既に自動口座振替をご利用の方はそのまま口座振替をご利用ください)

※令和4年4月より青森銀行・十和田おいらせ農協で当区賦課通知書による窓口納入ができなくなります。引き続き口座振替は利用できますので、青森銀行・十和田おいらせ農協をご利用の方は口座振替の手続きをお願いします。

賦課金の自動口座振替をご検討ください

賦課金を口座振替にすると、金融機関へ行く手間がはぶけ、また納入忘れも防げて大変便利です。これまでのところ、組合員全体の約4割の方に口座振替をお申込みいただいております。

多くの金融機関では、窓口納入の際に手数料がかかりますが、口座振替の場合は組合員の皆様からは手数料をいただいております。また、窓口納入を取りやめる金融機関もございますので、手続きがお済みでない方は、ぜひ口座振替への切替をご検討ください。

新規の口座振替の申込は、稲生川土地改良区の窓口で受け付けています。申し込みには引落に使う通帳の口座番号と届出印が必要になります。以下の取扱可能金融機関に口座をお持ちであれば口座振替ができますので、口座振替への切替をご検討ください。

ただし、令和3年度の自動口座振替については申し込みを締め切っておりますので、あらかじめご了承ください。現在は令和4年度からの口座振替の受付をしております。

口座振替取扱可能金融機関

十和田おいらせ農協、おいらせ農協、青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、ゆうちょ銀行

滞納賦課金の対応について

厳しい農業状況のなかでも、ほとんどの組合員の方から納期限内に賦課金を納入していただいております。しかし、その一方で、未納となっている方や、更にはその中には滞納額が累積し高額となっている方もいるのが現状です。

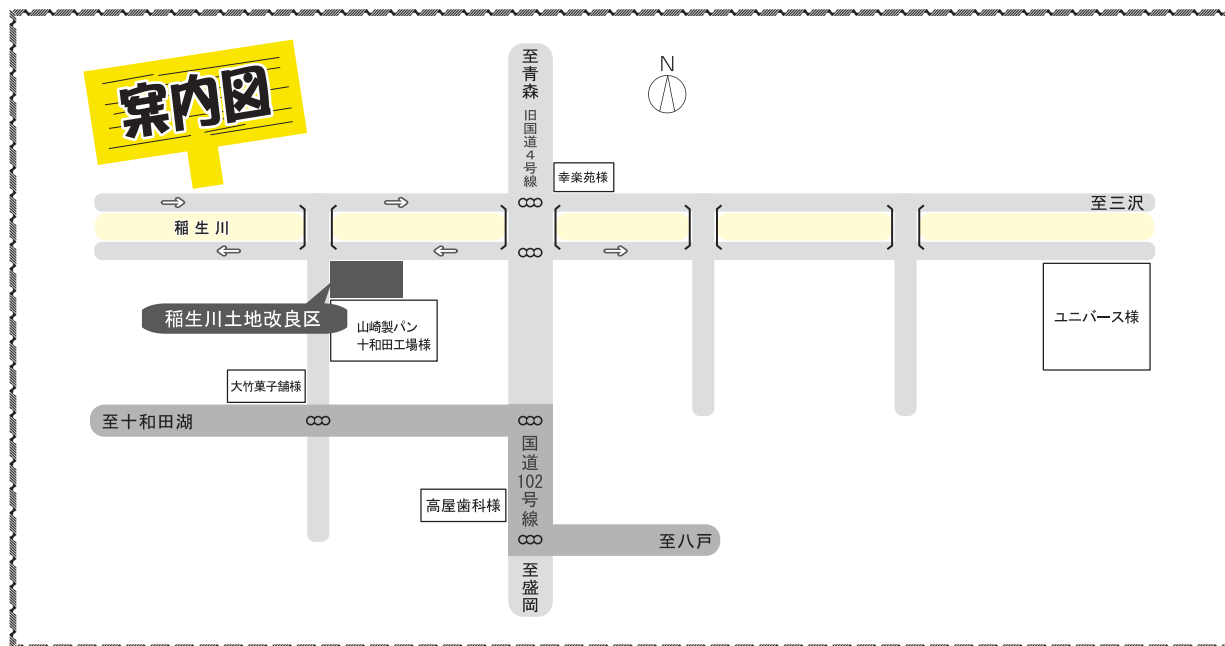
賦課金の滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与え、費用負担公平の原則が維持できなくなりますので、早期の納付にご協力ください。

納期限を過ぎると、本来納めるべき賦課額のほかに年14.6%の割合で延滞利息がかかります。また、納期限後60日以内に督促状が発送され、督促手数料(前期・後期共300円)も加算されます。

滞納者の方については相談の機会を設けており、その結果、分割納入により、確実に滞納額を減らしている方がいる一方で、何も相談がないまま累積滞納額が増えていく方も多くおられます。当土地改良区では少しでも滞納の解消になるよう、ご提言をしたいので、相談をしていただく事をお願いいたします。

たび重なる催告にもかかわらず、納入いただけない方に対しては、やむを得ず、財産の差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。【土地改良法第39条】

賦課金の納付相談については、当区総務課(Tel0176-23-5066)までご連絡をお願いします。



就業時間のお知らせ

平 日 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分 まで
 土・日祝祭日 休 業

令和3年度 事務局 配置

事務局次長 (出納責任者) 木 村 繁 夫
 事務局次長 (工事課長事務取扱) 山 端 滋

総 務 課			
課 長	田 中 啓 彦		
課長補佐	山 口 秀 勝		
課長補佐	阿 部 俊		
主 任	木 下 孝 子		
主 任	櫻 田 恵 美		
主 事	小 松 亜 由 実		

工 事 課			
課 長	山 端 滋		
(頭首工管理責任者)			
課長補佐	荒 岡 工 正 諒		
主 任	小 田 和 子		
技 師	八 嶋 由 美 子		
主 事	上 坂 侑 祐		
技 師	高 田 侑 祐		

ご冥福をお祈りいたします

理事 北 上 稔 氏 (十和田市) 令和 3 年 5 月 18 日 逝去 (65 歳)
 総代 竹ヶ原 均 氏 (おいらせ町) 令和 3 年 5 月 22 日 逝去 (73 歳)

謹んで哀悼の意を表します



組合員の皆様へのお願いについて

公共機関（市町・法務局等）で所有権移転等の手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行われませんので必ず届出をお願いします。届出がなければ土地原簿の変更ができず、賦課金は従来の組合員への賦課となってしまいますので、ご注意ください。

届出の種類	申請の名称	注 意 点
農地の移動があったとき (売買・交換・贈与・貸借契約及びその解除) 組合員の名義を変更するとき 組合員の住所が変わったとき	組合員資格得喪通知書	組合員名は改良区からの郵便物の宛名で確認できますので、変更がないか、いま一度ご確認ください。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき	農地転用等の通知書 地区除外申請書 農地転用確約書	公共事業による買収の際は申請及び決済金について事業主体と十分協議のうえ手続きをお願いします。
土地改良施設用地を出入口等に使用したいとき 雨水や合併浄化槽処理水を水路に放流したいとき	他目的使用申請書	合併浄化槽処理排水の放流許可後、下水道へ切り替えた場合にも届出が必要になります。

賦課は毎年 4 月 1 日現在における土地原簿に記載してある土地の賦課地積を対象に行われますので、権利移動等がありましたら速やかに届出ください。また、不明な点がございましたら土地原簿の閲覧ができますのでご来所ください。

農地転用する場合は、土地改良法の規定により決済金の納付が義務付けられていますので、意見書を受け取る際に納付していただきます。なお、決済金は翌年度以降の償還金等を一括繰上償還してもらうものですので、当該年度の賦課金はそのまま賦課されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

稲生川土地改良区 総務課 TEL 0176-23-5066

※各種届出用紙は土地改良区窓口で準備しておりますので、印鑑等をご持参のうえ手続きをしてください。
また、各種届出用紙は稲生川土地改良区ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.inaigawa.or.jp>

